

様式第 9

循環型社会形成推進地域計画目標達成状況報告書

地域名	構成市町村等名	計画期間	事業実施期間
敦賀美浜ブロック地域	敦賀市、美浜町	平成 27 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日	平成 27 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日

1 目標の達成状況
(ごみ処理)

指 標	現状 (割合※1) (平成26年度)	目標 (割合※1) (令和4年度) A	実績 (割合※1) (令和4年度) B	実績/目 標※2	
排出量	事業系 総排出量	7,855t	7,341t (-6.5%)	7,772t (-1.1%)	16.9%
	1 事業所当たりの排出量	1.83t	1.69t (-7.7%)	1.84t (0.5%)	-6.5%
	生活系 総排出量	20,322t	18,530t (-8.8%)	17,985t (-11.5%)	130.7%
	1 人当たりの排出量	234kg/人	216kg/人 (-7.7%)	250kg/人 (6.8%)	-88.3%
合 計 事業系生活系総排出量合計	28,177t	25,871t (-8.2%)	25,757t (-8.6%)	104.9%	
再生利用量	直接資源化量	1,222t (4.3%)	1,215t (4.7%)	949t (3.7%)	-150.0%
	総資源化量	4,819t (16.5%)	4,354t (16.3%)	3,211t (12.2%)	2150.0%
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量)	- MWh	- MWh	- MWh	-
最終処分量	埋立最終処分量	3,497t (12.5%)	3,481t (13.5%)	3,572t (13.9%)	140.0%

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合を記載。

※2 排出量は実績の割合/目標の割合を記載。再生利用量・最終処分量については、(実績の割合-現状の割合) / (目標の割合-現状の割合) を記載。

(生活排水処理)

指 標	現 状 (平成26年度)	目 標 (令和4年度) A	実 績 (令和4年度) B	実績/目 標※3	
総人口	67,424 人	66,098 人	63,068 人	—	
公共下水道	汚水衛生処理人口	53,716 人	55,949 人	55,662 人	99.5%
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	79.7%	84.7%	88.3%	172.0%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口	2,511 人	2,194 人	1,942 人	88.5%
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	3.7%	3.3%	3.1%	150.0%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	4,907 人	3,125 人	2,398 人	76.7%
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	7.3%	4.7%	3.8%	134.6%
未処理人口	汚水衛生未処理人口	6,290 人	4,830 人	3,066 人	63.5%

※3 (実績の割合-現状の割合) / (目標の割合-現状の割合) を記載

2 各施策の実施状況

施策種別	事業番号	施策の名称等	実施主体	施策の概要	事業実施期間 (事業計画期間)	施策の実績
発生抑制、再使用の推進に関するもの	11	ごみの有料化	敦賀市・美浜町	負担の公平化やごみ減量意識の向上を図るために、ごみ処理の有料化の導入及び検討を行う。	R27-R3	(敦賀市) 家庭系ごみ袋の有料化の研究・検討は継続して実施。 (美浜町) ごみ処理の有料化を実施。
	12	環境教育の充実	敦賀市・美浜町	施設見学会、研修会等を開催し、住民のごみ減量等の意識向上やごみの分別徹底等を図る。	R27-R3	(敦賀市) 敦賀市内の小学校4年生を対象に施設見学会を実施し、ごみの分別、ごみの減量、リサイクル、環境問題等への意識向上を図った。 また、各地区からごみステーションを管理する環境美化推進員を委嘱し、ごみ分別の徹底等を図った。 (美浜町) 処理施設の見学会や広報誌、ごみ分別冊子、ホームページを通して啓発を行った。また、令和4年度から敦賀市との共同処理開始に伴って分別方法が変更となることを機会に、住民説明会やケーブルテレビ等で分別徹底を呼びかけ、ごみ減量等の意識向上を図った。
	13	広報啓発の促進	敦賀市・美浜町	ケーブルテレビや広報誌、ホームページ等によるごみの減量に関する情報発信を強化する。	R27-R3	(敦賀市) ケーブルテレビや市の広報誌、ホームページ、ごみカレンダー（毎年全戸配布）、ごみ分別表〔詳細版〕（H31.3全戸配布）でごみの分別やごみの減量等について情報発信を行った。 また、令和3年度からごみアプリを導入し、情報発信の強化を図った。 (美浜町) ケーブルテレビや広報誌、ホームページ、ごみ分別冊子の配布等で啓発し、減量意識の向上を図った。

14	マイバック運動	敦賀市・美浜町	住民、事業者、行政が共同して、レジ袋の削減をきっかけに、3Rの推進を図る。	R27-R3	(敦賀市) レジ袋の削減につなげるマイバック運動を実施し、3Rの推進を図った。 マイバック持参率(協力事業者の報告より) 毎年 85%前後を推移 (美浜町) マイバックやマイボトル持参を広報誌やホームページ等で啓発し、レジ袋やペットボトル削減等 3Rの推進を図った。
15	生ごみの減量の推進	敦賀市・美浜町	ダンボールコンポスト、食べきり運動や生ごみの減量の推進を図る。	R27-R3	(敦賀市) 生ごみは、家庭から排出される燃やせるごみの多くを占めていることから、生ごみをたい肥化できるダンボールコンポスト事業、食べきり運動、生ごみの水切りを広報啓発し、生ごみの減量の推進を図った。 (美浜町) 令和3年度までは、生ごみを分別収集し、堆肥化することでごみの減量を図った。令和4年度からは敦賀市との共同処理開始により生ごみも燃やせるごみとなることから、生ごみ処理機や処理容器購入費を補助する制度を創設するための検討・準備を行った。
16	ごみ分別の徹底	敦賀市・美浜町	住民、事業者、行政が協力し、徹底したごみの分別を図る。	R27-R3	(敦賀市) 資源ごみ以外のごみの中(特に燃やせるごみ)の中に、リサイクルが可能な物(主に古紙)が含まれているため、ごみの分別について広報啓発を図った。 (美浜町) ごみ分別冊子の配布や広報誌等で資源分別を呼びかけ、分別徹底を図った。
17	再使用の推進	敦賀市・美浜町	リターナブル容器を利用した販売システムの活用等、再使用を推進する。	R27-R3	(敦賀市) マイボトル運動の推進を図った。 (美浜町) マイボトルの利用促進を強化し、ペットボトルの

						利用を抑制した。
	18	小型家電の資源化	敦賀市・美浜町	小型家電の中にはレアメタルなどが含まれていることから、資源回収の推進を図る。	R27-R3	(敦賀市) 小型家電の中にはレアメタルなどが含まれているものもあるため、小型複合ごみとして回収できるよう資源回収の推進を図った。 (美浜町) ホームページや広報誌でパソコンリサイクル等の徹底を啓発し、資源回収の推進を図った。また、令和3年度に小型家電リサイクル法の認定業者と協定を締結し、令和4年度から実施する小型家電宅配回収の体制整備を行った。
	19	生活排水対策	敦賀市	排水対策等の周知徹底	R27-R3	ホームページやパンフレットを用いて排水対策等の周知徹底を行った。
処理体制の構築、変更に関するもの	-	生活系ごみ及び事業系ごみの処理体制の現状と今後	敦賀市 美浜町	現状の処理体制を維持し、排出されるごみの適正処理に努める。令和4年度以降から両市町で共同処理を開始する。	R27-R3	(敦賀市) 現状の処理体制を維持し、排出されるごみの適正処理に努めた。 (美浜町) 令和3年度までは現状の処理体制のとおり適正処理を実施。令和4年度以降、敦賀市との共同処理開始により敦賀市の分別方法に合わせることとなる。処理体制のスムーズな移行や適正処理を維持するため、令和3年度に住民説明会、広報誌、ホームページ、行政チャンネルにおいて分別の変更内容等について周知を行った。
	-	生活排水処理の現状と今後	敦賀市	生活排水の処理については、引き続き下水道や集落排水施設が整備されない人口散財地域等で合併処理浄化槽の整備を進める。 汚泥についてはセメント原材料等として再利用する。	R27-R3	生活排水の処理については、引き続き下水道や集落排水施設が整備されない人口散財地域等で合併処理浄化槽の整備を進めた。 汚泥についてはセメント原材料等として再利用した。
	-	今後の処理体制の要点	敦賀市 美浜町	新最終処分場を整備し、今後も処理残渣の適正処理を推進	R27-R3	両市町で定期的に打合せ会を開催し、本地域に合ったより良い新施設（新最終処分場、新ごみ処理施

				する。 新ごみ処理施設を整備し、今後も適正処理を推進する。 敦賀市の公共下水道等の整備を行う予定がない区域については、合併処理浄化槽による生活排水処理を促進する。		設)の建設や適正処理体制の整備、現在抱える課題の解決等に向け綿密に協議しながら整備を進めている。 新最終処分場は現在の最終処分場が満杯になる前までに整備を行う。新ごみ処理施設は R9.2.28 までに整備を行う。 敦賀市の公共下水道等の整備を行う予定がない区域については、合併処理浄化槽による生活排水処理を促進する。
処理施設の整備に関するもの	1	新リサイクルセンター整備事業	敦賀市	リサイクルセンター	R4-R8 (R4-R7)	施設規模 ・粗大ごみ 10 t /5 h ・ペットボトル 2 t /5 h ・飲食用缶 2 t /5 h 令和9年3月1日の供用開始を目指して、整備を進めている。
	2	新クリーンセンター整備事業	敦賀市	ごみ焼却整備	R4-R8 (R4-R7)	施設規模 ・96t/24h(48t×2 炉) ・ストーカ炉 令和9年3月1日の供用開始を目指して、整備を進めている。
	3	新敦賀市最終処分場整備事業	敦賀市	最終処分場整備	R3-R5 (R2-R3)	埋立施設規模 72,000 m ³ (36,000 m ³ ×2 基) 水処理施設規模 ・処理能力 14 m ³ /日 ・調整槽要領 150 m ³ ※現在使用している一般廃棄物最終処分場が満杯になる前までに工事完成を目指している。
	4	浄化槽設置整備事業	敦賀市	設置整備事業	H27-R3	H27-R3 年度の設置整備実績基数 134 基
施設整備に係る計画支援に関するもの	31	事業番号1及び事業番号2に係る基本計画等調査事業	敦賀市	基本計画、PFI等導入調査、測量・地質調査等	R1-R1	R1年度に基本計画、PFI等導入調査、用地測量、平面測量、地質調査を実施した。
	32	事業番号1及び事業	敦賀市	生活環境影響調査	R1-R3	R1～R3年度に生活環境影響調査を実施した。

		番号2に係る生活環境影響調査事業				
	33	事業番号1及び事業番号2に係るPFI等事業者選定アドバイザー事業	敦賀市	PFI等事業者選定アドバイザー	R1-R4 (R1-R3)	R1～R3年度にPFI等事業者選定アドバイザー業務を実施し、新清掃センター整備運営事業に係る入札公告をR4.10に実施した。 (新清掃センター整備運営事業者の選定はR4.5に実施)
	34	事業番号3に係る基本設計等調査事業	敦賀市	基本設計、測量・地質調査等	H29・R2 (H29-H29)	H29年度に基本設計、用地測量、地質調査を実施した。 R2年度に平面測量を実施した。
	35	事業番号3に係る生活環境影響調査事業	敦賀市	生活環境影響調査	H29-R1 (H29-H30)	H29～R1年度に生活環境影響調査を実施した。
	36	事業番号3に係る実施設計等事業	敦賀市	実施設計	R2-R2 (R1-R1)	R2年度に実施設計を実施した。

3 目標の達成状況に関する評価

<p>〈ごみ処理〉</p> <p>総排出量については、基準となる平成26年度の28,177tと比較して、令和4年度の実績は25,757tと2,420t減少し、目標としていた総排出量25,871tを達成した。</p> <p>事業系の総排出量については、平成26年度の7,855tと比較して、7,772tと83t減少したが、目標としていた7,341tは、431tの増という結果となり、1事業所当たりの排出量についても目標を達成できなかった。</p> <p>生活系の総排出量については、平成26年度の20,322tと比較し、令和4年度の実績は17,985tと2,337t減少し、目標としていた18,530tを達成した。</p> <p>また、生活系の1人あたりの排出量については、基準となる平成26年度の234kg/人と比較し、令和4年度の実績は250kg/人と16kgの増となり、目標としていた216kg/人は達成できなかった。</p> <p>生活系の1人あたりの排出量が増加した要因の一つとして考えられることは、空き家等の片づけごみの持込の影響が挙げられると考えている。人口が減っていく中、片づけごみは通常的生活から排出される量と比べ大量に発生する傾向となる。</p> <p>敦賀市では、空き家等の片づけごみの対応を強化するため、令和元年度から民間事業者に一般家庭の戸別収集に係る許可を行い、体制を整えたところ、令和元年度の実績が196tであったところ、令和4年度では408tと約2倍と増加している。また、戸別収集の他にも空き家等の片づけごみは親族等でごみ処理施設に持込されるものもあるため、片づけゴミの影響が大きくなっているものと考えている。</p> <p>〈再生利用〉</p> <p>直接資源化量については、基準となる平成26年度の直接資源化量1,222tと比較し、令和4年度の実績は949tと273t減少し、目標と</p>
--

していた 1,215 t は達成ができなかった。

また、総資源化量については、基準となる平成 26 年度の総資源化量 4,819 t と比較し、令和 4 年度の実績は 3,211 t と 1,608 t 減少し、目標としていた 4,354 t は達成ができなかった。

再生利用量が減少した要因としてはデジタル化、ペーパーレス化の電子化等により、紙類の利用が減ったことによる社会の変化に伴い、回収できる再生利用量が減少したことが考えられる。再生利用量を増加させるために平成 30 年度から雑紙の回収を行ったが、回収量として多くはない状況となっている。

また、民間事業者による古紙や空き缶等の資源物の拠点回収が増加したことにより、行政とは別のルートに流れていることも再生利用量が減少している要因と考えられる。

〈最終処分量〉

最終処分量については、基準となる平成 26 年度の 3,497 t と比較し、令和 4 年度の実績は 3,572 t と 75 t 増加し、目標としていた 3,481 t は達成できなかった。

〈生活排水〉

公共下水道、集落排水施設等、合併浄化等の普及率の合計について、基準となる平成 26 年度の 90.7% と比較し、令和 4 年度の実績は 95.2% で、目標としていた 92.7% を達成できた。

未処理人口について、基準となる平成 26 年度の 6,290 人と比較し、令和 4 年度の実績は 3,066 人で、目標としていた 4,830 人を達成できた。

(都道府県知事の所見)

〈ごみ処理〉

排出量において、事業系総排出量が目標を下回ったものの、生活系総排出量が目標を上回ったことにより、事業系生活系総排出量合計の目標を達成した。一方で、再生利用量・最終処分量においては目標を達成しておらず、事業系総排出量とともにさらなるごみの減量や再資源化率の向上が求められる。これまで実施してきた各施策の効果を十分検証・分析した上で、施策内容の見直しを適切に行い、改善に努めていただきたい。

〈生活排水処理〉

公共下水道、集落排水処理施設等、合併処理浄化槽等を合わせた汚水衛生処理人口普及率は、目標値 92.6% に対し実績は 95.1% と計画を上回っている。汚水衛生未処理人口は 6,290 人から 3,066 人にまで減少しており、着実に生活排水処理の改善に繋がっていることが認められる。引き続き整備を進め、汚水衛生処理率の向上に努めていただきたい。